

○国立大学法人秋田大学学長選考・監察会議規程

(平成 16 年 5 月 18 日規則 147 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学運営規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 学長選考・監察会議は、次の事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選考及び学長の解任に関する事項
- (2) 学長選考・監察会議の議事の手続きに関する事項
- (3) その他学長選考・監察会議に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会の学外委員で経営協議会において選出された者 5 人
  - (2) 教育研究評議会の学長以外の者で教育研究評議会において選出された者 5 人
- 2 委員が学長候補者となったときは、前項に準じて遅滞なく当該委員の代理者を選出するものとする。
- 3 代理者の任期は最終の学長候補者が決定するまでの間とする。ただし、委員が最終の学長候補者となったときは、委員を辞任するものとし、前項に準じて欠員を補充するものとする。

(議長)

第 4 条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員が学長選考・監察会議における職務を代行する。

(議事)

第 5 条 学長選考・監察会議は、委員の 3 分 2 以上の出席がなければ開くことができない。

2 学長選考・監察会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を学長選考・監察会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 学長選考・監察会議の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月11日一部改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。